

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)」とは
危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等を行う場合には許可等の手続を要する区域として指定するものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)

3. 案の公表先

土地政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名又は団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所及び氏名又は団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	土地政策課(市役所本館6階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 土地政策課あて
③電子メール	tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3737-6815(土地政策課)

5. 寄せられた意見の内容及び市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部土地政策課(TEL 053-457-2307)

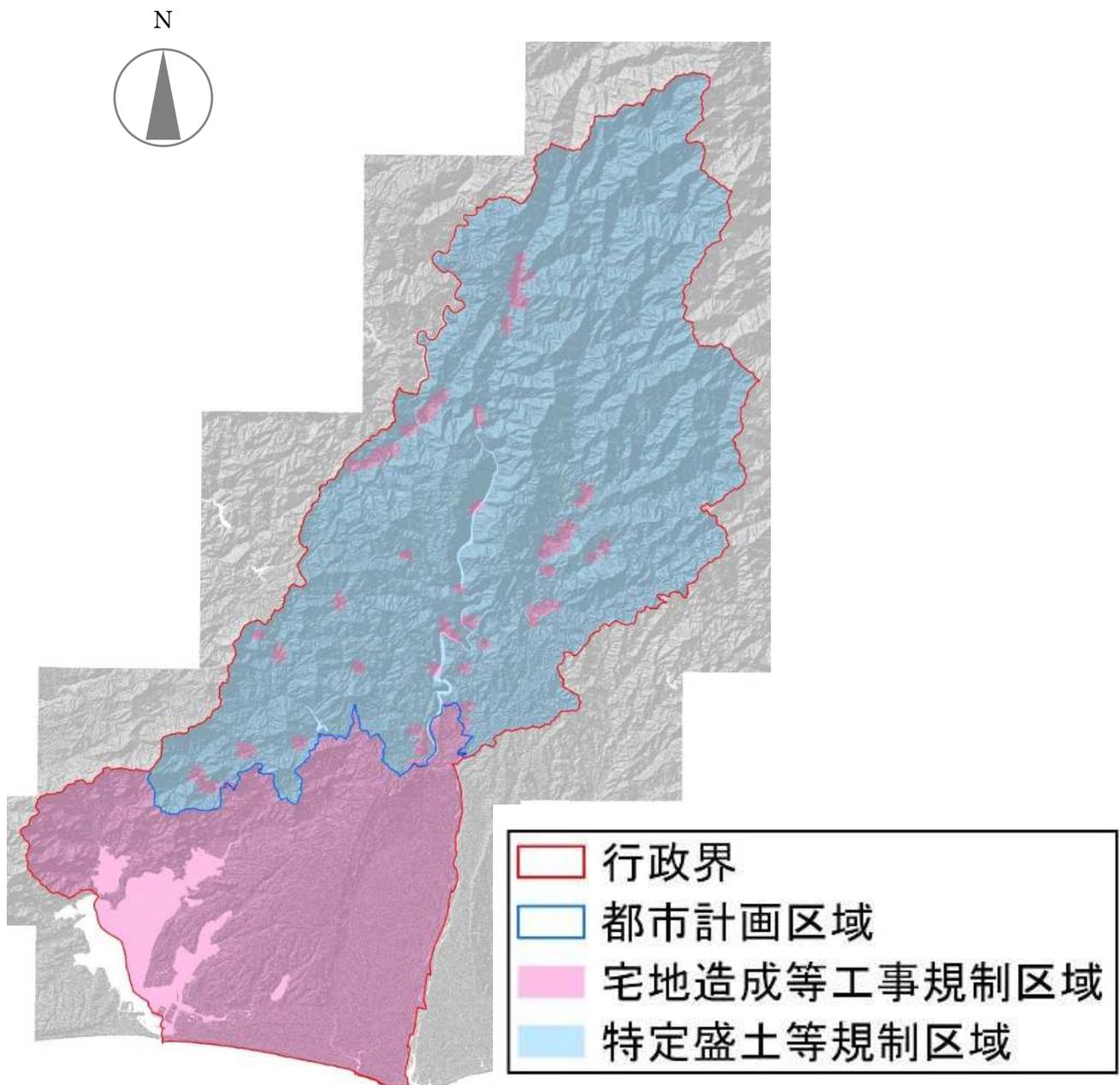
下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要…………… P 2
- 「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)
P 3
- 参考資料…………… P 4～5
- 意見提出様式(参考)…………… P 6

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」とは、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、一定規模の盛土等を行う場合には許可等の手続を要する区域である。 市は、市民の生命及び財産の保護のため、「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」を指定する。
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害等を教訓として、盛土等による災害から国民の生命及び財産を守るために、宅地造成等規制法が改正され、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行された。 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、都道府県、政令市及び中核市で危険な盛土等を規制する区域を指定できることとなった。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> 市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「宅地造成等工事規制区域」とする。 市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域を「特定盛土等規制区域」とする。
案のポイント (見直し事項など)	<ul style="list-style-type: none"> 盛土等に伴う災害が発生するリスクがある区域は、できる限り広く規制区域に指定する。 「宅地造成等工事規制区域」は主に、都市計画区域、集落の区域とする。 「特定盛土等規制区域」は主に、集落や道路の区域に土砂の流出が想定される区域とする。 浜松市は全域が「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」となる。
関係法令・ 上位計画など	宅地造成及び特定盛土等規制法
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<p>令和6年11月～12月 案の公表・意見募集</p> <p>令和7年1月～2月 案の修正、市の考え方の作成</p> <p>令和7年3月 意見募集結果及び市の考え方を公表</p> <p>令和7年5月 規制区域の指定</p>

「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)



参考資料

1 経緯・趣旨

令和3年7月に熱海市において発生した土石流災害その他全国各地で人為的に行われる違法な盛土や不適切な工法の盛土の崩落による人的・物的被害が繰り返されることがないように、盛土等による災害から生命及び財産を守るため、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）に改正されました。これに伴い、規制区域を指定することで、危険な盛土等が全国一律の基準で包括的に規制されることとなりました。

これについて、浜松市では、以下のとおり、盛土規制法第10条第1項の宅地造成等工事規制区域及び第26条第1項の特定盛土等規制区域の案を作成しました。

2 規制区域の考え方

(1) 宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域をいい、規制区域（案）では主に、都市計画区域及び集落の区域となります。

(2) 特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうる区域をいい、規制区域（案）では主に、集落や道路の区域に土砂の流出が想定される区域となります。

(3) 規制区域のイメージ



3 規制区域の指定予定日

令和7年5月26日

4 盛土規制法の規制内容

宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定することにより、一定規模の盛土等を行う場合に許可が必要となります。浜松市では、市民の生命及び財産の保護の観点から、市内を統一的で隙間なく規制するために、特定盛土等規制区域の許可対象となる盛土等の規模を宅地造成等工事規制区域と同一の規模に引き下げること、どちらの規制区域も以下の規模を許可対象とする予定です。

許可対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」(案)
意見募集期間	令和6年11月20日(水)～令和6年12月20日(金)
意見欄	

- ・ ※ご住所及びお名前が未記入の意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 土地政策課あて
 住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
 FAX : 053-457-2307
 E-mail : tochi@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市